

昭和二十六年政令第三百四十二号

土地収用法施行令

内閣は、土地収用法（昭和二十六年法律第二十九号）第二百二十五条、第三百二十五条第二項、第三百三十八条第三項及び附則の規定に基き、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（土地収用法の施行期日）

第一条 土地収用法（以下「法」という。）の施行期日は、昭和二十六年十二月一日とする。

（あつせん申請書）

第一条の二 法第十五条の二第一項の規定によりあつせんの申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載したあつせん申請書の正本一部及びその写し二部を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所
二 相手方の氏名及び住所
三 申請の趣旨
四 事業の種類
五 紛争に係る土地等の所在地、種類及び数量の概数
六 紛争の問題点及び交渉経過の概要
七 その他あつせんを行うに参考となる事項

（あつせんの拒否の通知）

第一条の三 都道府県知事は、法第十五条の二第一項の規定による申請があつた場合において、当該紛争があつせんを行うに適しないと認めるときは、遅滞なく、あつせんに付さない旨を当該あつせんを申請した者に通知しなければならない。

（あつせんに付した旨の通知）

第一条の四 都道府県知事は、法第十五条の二第二項の規定によりあつせん委員のあつせんに付したときは、遅滞なく、その旨並びにあつせんに付した日及びあつせん委員の氏名を、当該あつせんの申請をした者及びその相手方に通知しなければならない。

（委員長）

第一条の五 あつせん委員は、委員長を互選しなければならぬ。

2 委員長は、あつせん委員の会議を主宰し、あつせん委員を代表する。

3 あつせん委員の会議は、委員長が召集する。

4 委員長に事故があるときは、委員長の指定するあつせん委員がその職務を代理する。

（あつせん案の作成）

第一条の六 あつせん案の作成は、あつせん委員全員の一致により行うものとする。

（あつせんの打ち切りの通知）

第一条の七 都道府県知事は、法第十五条の五の規定によるあつせんの打ち切りについての報告を受けたときは、遅滞なく、あつせんが打ち切られた旨を、当該あつせんの申請をした者及びその相手方に通知しなければならない。

（仲裁申請書）

第一条の七の二 法第十五条の七第一項の規定により仲裁の申請をしようとする関係当事者の双方は、共同して、次に掲げる事項を記載した仲裁申請書を作成し、正本一部及び写し一部を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所
二 申請の趣旨
三 事業の種類
四 紛争に係る土地等を特定するに足りる事項
五 前号の土地等の取得に関して関係当事者間において成立した合意（当該土地等の取得に際しての対償に関するものを除く。）の内容
六 紛争に係る交渉経過の概要その他仲裁を行うに参考となる事項

2 仲裁合意を証する書面があるときは、前項の仲裁申請書に当該書面又はその写しを添付しなければならない。

（仲裁委員の氏名の通知）

第一条の七の三 都道府県知事は、法第十五条の八の規定により仲裁委員を任命したときは、遅滞なく、仲裁委員の氏名を当事者に通知しなければならない。

（仲裁の手続の非公開）

第一条の七の四 仲裁委員の行う仲裁の手続は、公開しない。

（仲裁に要する費用の負担）

第一条の七の五 仲裁委員は、法第二百二十五条の二に規定する費用の概算額を、同条の規定により当該費用を負担すべき者に予納させるものとする。

2 仲裁委員は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、法第二百二十五条の二に規定する手続を行わないことができる。

3 法第二百二十五条の二に規定する費用のうち次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定めるところによる。

- 一 仲裁委員の旅費 条例で定めるところにより算出した額
二 鑑定人及び参考人の旅費及び手当 条例で定めるところにより算出した額

三 送付に要する費用その他必要な費用（前二号に掲げるものを除く。） 実費

（図面の縦覧場所の通知）

第一条の八 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第二十六条の二第二項（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、あわせて、法第二十六条第一項（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により告示される図面の縦覧場所を通知しなければならない。

（著しく低い補償金の見積額）

第一条の八の二 法第三十六条の二第二項第一号（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、一万円とする。

2 法第三十六条の二第二項第二号（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、一万円とする。

（裁判手続開始の決定の通知）

第一条の九 収用委員会は、法第四十五条の二（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により裁判手続の開始を決定したときは、直ちに、起業者にその旨を通知しなければならない。

（明渡裁決の申立てがあつた旨の通知）

第一条の十 収用委員会は、法第四十七条の二第三項（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により土地所有者又は関係人が明渡裁決の申立てをしたときは、その旨を起業者に通知しなければならない。

（収用委員会の常勤委員）

第一条の十一 法第五十二条第七項ただし書の政令で定める都道府県は、東京都、大阪府及び兵庫県とする。

2 法第五十二条第七項ただし書の規定により常勤とすることができる委員は、各収用委員会につきそれぞれ一名とする。

（加算金等の額に端数が生じた場合の処理）

第一条の十三 法第九十条の三第二項（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第九十条の四（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により算定した加算金及び過剰金の額に一円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

（差押えがある場合の通知）

第一条の十四 収用委員会は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を当該差押えに係る配当機関（差押えに係る配当手続を実施すべき機関をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。ただし、第二号に該当する場合において、収用し、又は使用しようとする土地、物件又はその他の権利について法第四十五条の二の規定による裁判手続開始の登記又は登録がまだされていないときは、その登記又は登録がされた後、遅滞なく通知すれば足りる。

- 一 強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含むものとし、以下単に「競売」という。）又は滞納処分（国税徴収法（昭和二十四年法律第四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。）による差押えがされている土地、物件又はその他の権利について、法第四十五条の二の規定による裁判手続開始の登記又は登録がされたとき。
二 前号の差押えがされている土地若しくは物件又は同号の差押えがされている権利の目的となつてゐる土地若しくは物件について、法第七十六条第一項、法第七十八条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七十九条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第八十一条第一項の規定による請求があつたとき。
三 前二号の規定により通知した場合において、収用若しくは使用の裁決の申請を却下したとき、収用若しくは使用の手続が裁決に至らないで完結したとき、又は前号の請求を裁決において認めなかつたとき。

四 仮差押えの執行に係る土地、物件又はその他の権利について、法第四十五条の二の規定による裁判手続開始の登記又は登録がされた後強制執行又は競売による差押えがされた場合において、収用若しくは使用の裁決の申請を却下したとき、又は収用若しくは使用の手続が裁決に至らないで完結したとき。

に係る配当機関（差押えに係る配当手続を実施すべき機関をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。ただし、第二号に該当する場合において、収用し、又は使用しようとする土地、物件又はその他の権利について法第四十五条の二の規定による裁判手続開始の登記又は登録がまだされていないときは、その登記又は登録がされた後、遅滞なく通知すれば足りる。

一 強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含むものとし、以下単に「競売」という。）又は滞納処分（国税徴収法（昭和二十四年法律第四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。）による差押えがされている土地、物件又はその他の権利について、法第四十五条の二の規定による裁判手続開始の登記又は登録がされたとき。

二 前号の差押えがされている土地若しくは物件又は同号の差押えがされている権利の目的となつてゐる土地若しくは物件について、法第七十六条第一項、法第七十八条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七十九条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第八十一条第一項の規定による請求があつたとき。

三 前二号の規定により通知した場合において、収用若しくは使用の裁決の申請を却下したとき、収用若しくは使用の手続が裁決に至らないで完結したとき、又は前号の請求を裁決において認めなかつたとき。

（配当機関への補償金等の払渡し）

第一条の十五 起業者は、法第九十六条第一項（同条第五項（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により補償金等（法第七十一条、法第七十二条、法第七十四条、法第七十五条、法第七十七条、法第八十条、法第八十条の二、法第八十一条、法第九十条の三第二項又は法第九十条の四（法第三百三十八条第一項においてこれら

規定を準用する場合を含む。）の規定により算定した補償金、加算金及び過怠金をいう。以下同じ。）を払い渡すときは、あわせて、国土交通省令で定める様式による補償金等払渡通知書及び判決書の正本を提出しなければならない。（補償金等の受領の効果）

**第一条の十六** 国税徴収法第六十六条第二項の規定は、法第九十六条第一項の規定により裁判所以外の配当機関が補償金等を受領した場合に準用する。

**2** 第一条の十八第一項の規定により供託すべき補償金等については、同条第二項において準用する国税徴収法第三十三条第四項に規定する支払委託書を発送したときに当該補償金等を受領したものとみなして、前項の規定を適用する。（債権額の確認方法等）

**第一条の十七** 法第九十六条第一項の規定により裁判所以外の配当機関に補償金等が払い渡された場合においては、国税徴収法第三十条第一項中「売却決定の日の前日」とあるのは「一、職務署長が指定した日」と、同条第三項中「売却決定の時」とあるのは「第一項の規定により職務署長が指定した日」と、同法第三十一条中「一、換価財産の買受代金の納付の日」とあるのは「前条第一項の規定により指定した日」とする。

**2** 前項の規定により読み替えられた国税徴収法第三十条第一項の規定により、又はその例により、日を指定するときは、同法第九十五条第二項及び第九十六条第二項の規定の例により、公告及び催告をしなければならない。（起業者が不服を通知した場合の補償金等の取扱い等）

**第一条の十八** 法第九十六条第四項（同条第五項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知がされた場合においては、裁判所以外の配当機関は、法第九十六条第一項の規定により払い渡された補償金等のうち起業者の見積り金額を超える部分に相当する金銭については、次の各号に掲げるいずれかの事由が生ずるまで、配当を実施せず、配当機関所在地の供託所にこれを供託するものとする。

一 起業者が補償金等の額について法第三十条第三項第二項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に

よる訴えを提起したことを証する書面が、法第三十条第三項第二項に定める期間の経過後一週間以内提出されないと。二 起業者が提起した前号の訴訟が終了したことを知ったとき。

**2** 国税徴収法第三十三条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による供託をした場合において、同項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときに準用する。

**3** 法第九十六条第四項の規定による通知をした起業者は、補償金等の額について、法第三十条第三項第二項の訴えを提起したとき、同項に定める期間内に同項の訴えを提起しなかつたとき、又は起業者が提起した同項の訴訟が終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、配当機関にその旨を通知しなければならない。（保全差押え等に係る補償金等の取扱い）

**第一条の十九** 裁判所以外の配当機関は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条第三項、国税徴収法第五十九条第一項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十六条の四第一項の規定による差押えに基づき法第九十六条第一項の規定による補償金等の払渡しを受けたときは、当該金銭を配当機関所在地の供託所に供託するものとする。（仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の払渡し）

**第一条の二十** 仮差押えの執行に係る権利に対する補償金等の支払いについての法第九十六条第一項に規定する配当手続を実施すべき機関は、当該権利の強制執行について管轄権を有する裁判所とする。（補償金等の払渡しのための書留郵便等の発送期限）

**第一条の二十一** 法第百条の二第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める一定の期間は、十三日とする。

**第二条** 法第百二十五条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による手数料の額は、一件につき次のとおりとする。

<p>第百五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、四十四万二千五百円）</p> <p>二 法第二十七條第一項（法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。）の場合十八万六千六百円</p> <p>法第百二十五條第二項（法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、一件につき次の表のとおりとする。</p>	<p>納付しなければならない者金額</p> <p>一 法第十五條の二の規定によつてあつせんを申請する起業者</p> <p>二 法第十五條の七の規定によつて仲裁を申請する起業者</p> <p>三 法第十八條（法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて都道府県知事に事業の認定を申請する者</p> <p>四 法第三十九條第一項（法第百三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて取用又は使用の裁決を申請する者</p> <p>イ 損失補償の見積額十五万六千四百円</p> <p>ロ 同 十万円を超える百万円以下の場合</p> <p>ハ 同 百万円を超える五百万円以下の場合</p> <p>ニ 同 五百万円を超える二千万円以下の場合</p>	<p>十二万六千円</p> <p>十五万八千円</p> <p>十五万六千四百円</p> <p>五万六千四百円に損失補償の見積額の十万円を超える部分が一百万円に達することにより五十七百円を加えた金額</p> <p>十五万九千五百円に損失補償の見積額の百万円を超える部分が一百万円に達することにより七千四百円を加えた金額</p> <p>四十四万三千五百円に損失補償の見積額の五百万円を超える部分が一百万円に達することにより</p>	<p>七千五百円を加えた金額</p> <p>五十五万円に損失補償の見積額の二千万円を超える部分が一百万円に達することにより一百万円を加えた金額</p> <p>七十五万円</p>	<p>七千五百円を加えた金額</p> <p>五十五万円に損失補償の見積額の二千万円を超える部分が一百万円に達することにより一百万円を加えた金額</p> <p>七十五万円</p>	<p>七千五百円を加えた金額</p> <p>五十五万円に損失補償の見積額の二千万円を超える部分が一百万円に達することにより一百万円を加えた金額</p> <p>七十五万円</p>	<p>七千五百円を加えた金額</p> <p>五十五万円に損失補償の見積額の二千万円を超える部分が一百万円に達することにより一百万円を加えた金額</p> <p>七十五万円</p>
--	--	---	--	--	--	--

八次に掲げる法律の規定による損失補償の見積額について収用委員会の裁決を求めらるる者

イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二條の二の金額とす

エ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二條の二の金額とす

七 条の五及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十五條において準用する場合を含む。）及び第六十八條第三項において準用する都市計画法第二十八條第三項

ロ 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第八十五條第一項

ハ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第九條第五項（同法第二十條第六項において準用する場合を含む。）

ニ 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第十二條第四項において準用する同法第六條第六項

ホ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十八條第一項

三 前二項の場合において、同一の起業者が行う同一の事業に関して、法第二条又は法第五条から第七條までの規定のうちいずれか二以上の規定による取用又は使用のために事業の認定の申請、取用又は使用の裁決の申請若しくは協議の確認の申請を一の申請書によって行う場合又は法第九十四條第二項の規定による損失補償の裁決を申請する場合は、それぞれ一件の申請とみなす。

第三條 削除

第四條 書類の送達は、収用委員会の庶務を処理する職員が、次のいずれかに掲げる方法により行う。

一 送達すべき書類を送達を受けるべき者に交付する方法

二 送達すべき書類を送達を受けるべき者に書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの（第三項及び第六條において「書留郵便等」という。）によって送達する方法

三 民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第二百二條、第二百三條及び第九十九條の規定は前項の規定によつて書類の送達を行う場合に、同法第二百五條及び第六條の規定は同項第一号又は第二号（書留郵便によつて送達する方法に係る部分に限る。）の規定によつて書類の送達を行う場合に、同法第六條の規定はこの項において準用する同法第六條の規定による送達ができなかつた場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百二條第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができない場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第二百七條第一項中「裁判所書記官」とあるのは「収用委員会の庶務を処理する職員」と、「書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する最高裁判所規程のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの」とあるのは「土地収用法施行令第四条第一項第二号に規定する書留郵便等」と、同法第九十九條中「裁判所」とあるのは「収用委員会」と読み替へるものとする。

四 収用委員会の庶務を処理する職員は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を送達を受けた者に通知しなければならない。

一 前項において準用する民事訴訟法第六百六條第二項の規定による送達が行われた場合、その旨

二 前項において準用する民事訴訟法第七百七條第一項の規定による送達が行われた場合、その旨及び書留郵便等に付して送達した時に書類の送達があつたものとみなされる旨

法第六十五條第一項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による出頭又は資料の提出の命令は、前三項に規定する送達の方法による。

第五條 収用委員会は、送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確知することができない場合又は前条第二項の規定によることができない場合においては、公示送達を行うことができる。

二 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載して行うものとする。

三 収用委員会は、必要があると認めるときは、取用し、若しくは使用しようとする土地（法第五条に掲げる権利を取用し、又は使用する場合にあつては当該権利の目的であり、又は当該権利に係る土地、河川の敷地、海底、水又は立木、建物その他土地に定着する物件、法第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を取用し、又は使用する場合にあつては立木、建物その他土地に定着する物件、法第七條に規定する土石砂れきの取用する場合にあつては土石砂れきの属する土地）の所在する市町村の長若しくは送達を受けるべき者の住所若しくはその者の最後の住所の属する市町村の長に対して公示送達があつた旨を掲示することを求め、又は公示送達があつた旨を官報に掲載することができる。

四 市町村長は、前項の求めを受けた日から一週間以内、当該市町村の掲示場に掲示しなければならない。

五 収用委員会が第二項の規定による掲示及び掲載をしたときは、その掲示を始めた日の翌日から起算して二十日を経過した時に送達があつたものとみなす。

第六條 通知は、書面によつてしなければならない。但し、法第十四條第二項及び第三項並びに法第三十五條第二項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、口頭ですることができる。

法第十一條第四項、法第十二條第二項、法第二十六條第一項、法第二十七條第四項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。）（都道府県知事に通知する場合を除く。）、法第二十八條（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。）、法第四十二條第一項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。）、法第四十五條第一項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。）以下同じ。）

（市町村長に通知する場合を除く。以下同じ。）

、法第四十六條第二項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第四十六條の四第三項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第四十七條の四第一項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。）、法第九十四條第五項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第二百二條の二第三項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第二百二十三條第三項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、及び法第二百二十八條第三項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。）並びに第六條の三第二項の規定による通知は、通知すべき者が自ら通知をしない場合においては、次のいずれかに掲げる方法により行う。

一 通知すべき者が命じた職員をして通知を受けるべき者に交付させる方法

二 通知を受けるべき者に書留郵便等によつて送付する方法

三 民事訴訟法第二百二條、第二百三條及び第九十九條の規定は前項の規定によつて通知をする場合に、同法第二百五條及び第六條の規定は同項第一号又は第二号（書留郵便によつて送達する方法に係る部分に限る。）の規定によつて通知をする場合に、同法第六條の規定はこの項において準用する同法第六條の規定による通知ができなかつた場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百二條第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができない場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第二百七條第一項中「裁判所書記官」とあるのは「通知すべき者が命じた職員」と、「書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの」とあるのは「土地収用法施行令第四条第一項第二号に規定する書留郵便等」と、同法第九十九條中「公務員」とあるのは「公務員（起業者の職員を含む。）」と、「裁判

（市町村長に通知する場合を除く。以下同じ。）

、法第四十六條第二項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第四十六條の四第三項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第四十七條の四第一項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。）、法第九十四條第五項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第二百二條の二第三項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第二百二十三條第三項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、及び法第二百二十八條第三項（法第三百二十八條第一項において準用する場合を含む。）並びに第六條の三第二項の規定による通知は、通知すべき者が自ら通知をしない場合においては、次のいずれかに掲げる方法により行う。

一 通知すべき者が命じた職員をして通知を受けるべき者に交付させる方法

二 通知を受けるべき者に書留郵便等によつて送付する方法

三 民事訴訟法第二百二條、第二百三條及び第九十九條の規定は前項の規定によつて通知をする場合に、同法第二百五條及び第六條の規定は同項第一号又は第二号（書留郵便によつて送達する方法に係る部分に限る。）の規定によつて通知をする場合に、同法第六條の規定はこの項において準用する同法第六條の規定による通知ができなかつた場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百二條第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができない場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第二百七條第一項中「裁判所書記官」とあるのは「通知すべき者が命じた職員」と、「書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの」とあるのは「土地収用法施行令第四条第一項第二号に規定する書留郵便等」と、同法第九十九條中「公務員」とあるのは「公務員（起業者の職員を含む。）」と、「裁判





第七十二条 第七十一条 第七十二条	第十條の二 第二項、 第八十二 條第一項 及び第七 項、第九 條の二、 第十條の 第九十條 の三第一 項第一号、 第二十二 條第一項 から第三 項まで、 第三十二 條第一項 及び第三 十三條第 三項	土地の 区域の 権利の種 類及び 内容	土地に 関する 権利 又はその 権利に 関する 権利
近傍類 の 引価格	近傍類 の 引価格	土地の 区域の 権利の種 類及び 内容	土地に 関する 権利 又はその 権利に 関する 権利

第八十條の 第二項	第七十五條	第七十二條、 第二十二 條第一項 及び第四 條第一項	土地の 形質を 変更し、 又は使用 する （第五條 第一項又 は第三項 に掲げる 権利を収 用し、又 は使用す る場合）	土地を 使用する （第五條 第一項又 は第三項 に掲げる 権利を収 用し、又 は使用す る場合）	残地 の 権利 の 外 の 権 利	第七十四條 第二項 に 関 す る 地 に 残 存 す る 権 利 又 は 残 存 す る 権 利 に 関 す る 権 利	その土 地及び 近傍類 の 種 の 権 利 の 使 用 料	取引 格 引
--------------	-------	--	--	---	--	--	--	--------------

第八十九條 第一項	第八十二條 第二項、 第三項及 び第五項	第八十三條 第一項	土地の 形質を 変更し、 又は使用 する （第五條 第一項又 は第三項 に掲げる 権利を収 用し、又 は使用す る場合）	土地が 替り なり する 土地 の 権 利 が 替 り な る べ き 土 地 の 権 利 に 関 係 の あ る 土 地 、 河 川 の 敷 地 、 海 底 又 は 水 に つ い て 、 こ れ ら の 形 質 を 変 更 し、 又は使用 する （第五條 第一項又 は第三項 に掲げる 権利を収 用し、又 は使用す る場合）	土地 の 権 利 に 関 係 の あ る 土 地 、 河 川 の 敷 地 、 海 底 又 は 水 に つ い て 、 こ れ ら の 形 質 を 変 更 し、 又は使用 する （第五條 第一項又 は第三項 に掲げる 権利を収 用し、又 は使用す る場合）	当該土 地 の 権 利 に 関 係 の あ る 土 地 、 河 川 の 敷 地 、 海 底 又 は 水 に つ い て 、 こ れ ら の 形 質 を 変 更 し、 又は使用 する （第五條 第一項又 は第三項 に掲げる 権利を収 用し、又 は使用す る場合）	その土地 に定 着する 物件に つ いて、 これら を 損壊し、 又は収 去し
--------------	-------------------------------	--------------	--	--	---	---	---

第八十九條 第三項	第八十九條 第二項	土地の 形質を 変更し、 又は使用 する （第五條 第一項又 は第三項 に掲げる 権利を収 用し、又 は使用す る場合）	土地の 形質を 変更し、 又は使用 する （第五條 第一項又 は第三項 に掲げる 権利を収 用し、又 は使用す る場合）	土地の 形質を 変更し、 又は使用 する （第五條 第一項又 は第三項 に掲げる 権利を収 用し、又 は使用す る場合）	土地の 形質を 変更し、 又は使用 する （第五條 第一項又 は第三項 に掲げる 権利を収 用し、又 は使用す る場合）	土地の 形質を 変更し、 又は使用 する （第五條 第一項又 は第三項 に掲げる 権利を収 用し、又 は使用す る場合）	（第五條 第二項に 掲げる 権利を収 用し、又 は使用 する 場合） 当該土地 に定 着する 物件に つ いて、 これら を 損壊し、 若しくは 収去し
--------------	--------------	--	--	--	--	--	--

第九十條、 第一項、 第一百零二條第一 項、第百 二十三條 第一項、 第二百十 四條第一 項	第九十三條 第一項	土地を 収用し その土 地及び 土地に 残存す る土地 以外の 土地	土地を 権利を	第九十條、 第一項、 第一百零二條第一 項、第百 二十三條 第一項、 第二百十 四條第一 項	土地を 収用し その土 地及び 土地に 残存す る土地 以外の 土地	土地を 収用し その土 地及び 土地に 残存す る土地 以外の 土地	これらの形質の 変更 (第五條第二項に 掲げる権利を収 用し、又は使用 する場合) 当該権利の目的 である立木、建物 その他土地に定 着する物件につ いて、これらの 損壊又は収去 を 権利を
--	--------------	--	------------	--	--	--	--

第十六條、第十 八條第四項、 第二十條第三 号及び第四号、 第二十八條の 三第二項、第 三十二條、第 三十三條	第九十條、 第一項、 第一百零二條第一 項、第百 二十三條 第一項、 第二百十 四條第一 項	土地を 収用し その土 地及び 土地に 残存す る土地 以外の 土地	土地を 権利を	第九十條、 第一項、 第一百零二條第一 項、第百 二十三條 第一項、 第二百十 四條第一 項	土地を 収用し その土 地及び 土地に 残存す る土地 以外の 土地	土地を 収用し その土 地及び 土地に 残存す る土地 以外の 土地	これらの形質の 変更 (第五條第二項に 掲げる権利を収 用し、又は使用 する場合) 当該権利の目的 である立木、建物 その他土地に定 着する物件につ いて、これらの 損壊又は収去 を 権利を
--	--	--	------------	--	--	--	--

三十條第一項、  
第三十條の二、  
第三十五條第  
二項、第三十  
七條第二項、  
第三十九條第  
一項及び第二  
項、第四十條  
第一項、第二十  
一、ハ、ニ及  
びホ、第二十  
三條第二項、  
第四十五條第  
一項及び第二  
項、第四十五  
條の三第二項、  
第四十六條の  
二第一項、第  
四十七條の三  
第一項、第一  
口及びホ、第  
四十八條第一  
項、第二号及  
び第三号、第  
十九條第一項  
第二号、第五  
十條第二項、  
第六十三條第  
四項、第六十  
五條第一項第  
三号及び第三  
項、第六十八  
條、第七十一  
條、第七十四  
條第一項、第  
七十五條、第  
七十七條、第  
八十八條の二  
第二項、第八  
八條、第九十  
條、第九十條  
の二、第九十  
條の三、第九  
十條の四、第  
九十四條第六

第三十五條第一 項、第九十一 條第一項	第九十條、 第一項、 第一百零二條第一 項、第百 二十三條 第一項、 第二百十 四條第一 項	土地を 収用し その土 地及び 土地に 残存す る土地 以外の 土地	土地を 権利を	第三十五條第一 項、第九十一 條第一項	土地を 収用し その土 地及び 土地に 残存す る土地 以外の 土地	土地を 収用し その土 地及び 土地に 残存す る土地 以外の 土地	これらの形質の 変更 (第五條第二項に 掲げる権利を収 用し、又は使用 する場合) 当該権利の目的 である立木、建物 その他土地に定 着する物件につ いて、これらの 損壊又は収去 を 権利を
---------------------------	--	--	------------	---------------------------	--	--	--







第二百二十二条 第一項、第 百二十三 条	土地を使 用	土地に属す る土石砂 れきを収 用
第二百二十二条 第二項	土地の使 用する 区域並 びに使 用の方 法及び 期間	収用する土 石砂れき の属する 土地の区 域、土地 に属する 土石砂れ きの種類 及び数量 並びに採 取の方法 及び期間
第二百二十二条 第三項、第 百二十三 条 第三項	使用しよ うとする 土地の区 域並び に使用 の方法 及び期 間を土地	収用しよ うとする 土石砂れ きの属す る土地の 区域、土 地に属す る土石砂 れきの種 類及び数 量並びに 採取の方 法及び期 間を土地

第二百二十二条 第四項、第 百二十三 条 第二項、第 百二十四 条 第一項	使用の期 間	採取の期間
第二百二十三 条 第一項	土地の区 域及び 使用の 方法	土地の区域 、土地に 属する土 石砂れき の種類及 び数量並 びに採取 の方法
第二百二十三 条 第二項	使用の許 可	収用の許可
第二百二十三 条 第五項	使用	収用
第二百二十四 条 第一項	土地の使 用	土地に属す る土石砂 れきの収 用
	使用の許 可	収用の許可
	使用の時 期	収用の時期
	土地又は 土地	土石砂れき の属する 土地又は その土地
	その土地 及び近 傍類地 の地代 及び借 賃	近傍類地に 属する土 石砂れき の取引価 格

**第八條** (権限の委任)  
この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

**第九條** (事務の区分)  
この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの(法第十七条第一項各号に掲げる事業又は法第二十七条第二項若しくは第四項の

規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る。)は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と、第二号に掲げるもの(法第十七条第二項に規定する事業(法第二十七条第二項又は第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。)に関するものに限る。)は同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

都道府県が第一条の三、第一条の四、第一条の六、第一条の七、第一条の七の三、第一条の七の五第一項、第一条の九、第一条の十、第一条の十四、第五条第一項及び第三項並びに第六条の三の規定により処理することとされている事務

二 市町村が第五条第四項の規定により処理することとされている事務

**附則 抄**  
1 この政令は、昭和二十六年十二月一日から施行する。  
2 左に掲げる勅令は、廃止する。  
一 土地収用法施行令(明治三十三年勅令第九十九号)  
二 土地収用法第六条に基きて発する命令の件(明治三十三年勅令第百号)  
三 土地収用法第四十六条に依る合同収用審査会に関する件(明治三十三年勅令第百一号)  
四 土地収用法第六十九条に依りて発する命令の件(明治三十三年勅令第百二二号)  
五 土地収用法第八十五条第三項に基きて発する命令の件(明治三十三年勅令第百三三号)

**附則** (昭和二十八年八月二二日政令第一八二号)  
この政令は、公布の日から施行する。  
**附則** (昭和三十一年六月二二日政令第一九三号) 抄  
1 この政令は、公布の日から施行する。  
**附則** (昭和三十七年九月二九日政令第三九一号) 抄  
1 この政令は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の施行の日(昭和三十一年十月一日)から施行する。  
**附則** (昭和三十九年一月一四日政令第五号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

**附則** (昭和三十九年一月二四日政令第三五六号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、公布の日から施行する。  
**附則** (昭和四十二年一月一五日政令第三四五号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、土地収用法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第七十四号)の施行の日(昭和四十三年一月一日)から施行する。  
**附則** (昭和四十九年二月二〇日政令第三八八号)  
1 この政令は、国土利用計画法の施行の日(昭和四十九年十二月二十四日)から施行する。  
2 この政令の施行の際現に土地収用法第二十六条第一項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)その他の法律の規定により事業の認定の告示とみなされるものを含む。)がなされている場合における物価の変動に應ずる修正率の算定については、第一条の規定による改正後の土地収用法施行令付録の式にかかわらず、なお従前の例による。  
**附則** (昭和五〇年九月二二日政令第二六五号)  
(施行期日)  
1 この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この政令の施行前にした建設大臣又は都道府県知事に対する事業の認定の申請、収用委員会に対する裁決の申請及び協議の確認の申請並びに建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。  
**附則** (昭和五三年四月二五日政令第一四〇号)  
(施行期日)  
1 この政令は、昭和五十三年五月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この政令の施行前にした建設大臣又は都道府県知事に対する事業の認定の申請及び建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五五年八月三〇日政令第二三一号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、民事執行法の施行の日（昭和十五年十月一日）から施行する。

附則（昭和五九年五月一五日政令第一三九号）

1 この政令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律の施行の日（昭和五十九年五月二十一日）から施行する。

2 この政令の施行前にした都道府県知事に対するあつ旋の申請、建設大臣又は都道府県知事に対する事業の認定の申請、収用委員会に対する裁決の申請及び協議の確認の申請並びに建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附則（昭和五九年六月九日政令第一八二号）抄

1 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（昭和六〇年九月一八日政令第二六四号）

（施行期日）  
1 この政令は、公布の日から起算して二週間を経過した日から施行する。

2 この政令の施行前に市町村長に対して送付した書類の公示送達及びこの政令の施行前に市町村長に対して送付した書面によつてする通知については、なお従前の例による。

附則（昭和六二年三月二五五五政令第五七号）

（施行期日）  
1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（土地収用法施行令及び公共用地の取得に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）  
2 この政令の施行前にした建設大臣又は都道府県知事に対する事業の認定の申請及び建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附則（平成元年三月二八日政令第七二号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成元年四月一日から施行する。

（土地収用法施行令及び公共用地の取得に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）  
2 この政令の施行前にした建設大臣に対する事業の認定の申請及び建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附則（平成三年三月一三日政令第二五号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

（土地収用法施行令及び公共用地の取得に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）  
2 この政令の施行前にした建設大臣又は都道府県知事に対する事業の認定の申請、収用委員会に対する裁決の申請及び協議の確認の申請並びに建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附則（平成六年三月二四日政令第六九号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

（土地収用法施行令及び公共用地の取得に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）  
2 この政令の施行前にした建設大臣又は都道府県知事に対する事業の認定の申請、収用委員会に対する裁決の申請及び協議の確認の申請並びに建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附則（平成九年三月二六日政令第七四号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

（土地収用法施行令の一部改正に伴う経過措置）  
2 この政令の施行前にした建設大臣に対する事業の認定の申請並びに収用委員会に対する裁決の申請及び協議の確認の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附則（平成九年三月二六日政令第七四号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

（土地収用法施行令の一部改正に伴う経過措置）  
2 この政令の施行前にした建設大臣に対する事業の認定の申請並びに収用委員会に対する裁決の申請及び協議の確認の申請に係る手数料の額については、第四条の規定による改正後の土地収用法施行令第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成九年一月一九日政令第三三三号）

この政令は、民事訴訟法の施行の日（平成十一年一月一日）から施行する。

附則（平成一一年一月一〇日政令第三五二号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年二月二六日政令第三七号）

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月二九日政令第一二二号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月七日政令第三二二号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月七日政令第三二二号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月七日政令第三二二号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月七日政令第三二二号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月七日政令第三二二号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月七日政令第三二二号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月七日政令第三二二号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（土地収用法施行令の一部改正に伴う経過措置）  
第二条 この政令の施行前にした国土交通大臣に対する事業の認定の申請に係る手数料の額については、第一条の規定による改正後の土地収用法施行令第二条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一四年七月五日政令第二四八号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成一四年七月五日から施行する。

附則（平成一四年七月五日政令第二四八号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成一四年七月五日から施行する。

附則（平成一四年七月五日政令第二四八号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成一四年七月五日から施行する。

附則（平成一五年一月二七日政令第五二三号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成一五年一月二七日から施行する。

附則（平成一五年一月二七日政令第五二三号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成一五年一月二七日から施行する。

附則（平成一五年一月二七日政令第五二三号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成一五年一月二七日から施行する。

附則（平成一五年一月二七日政令第五二三号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成一五年一月二七日から施行する。

附則（平成一五年一月二七日政令第五二三号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成一五年一月二七日から施行する。

附則（平成一五年一月二七日政令第五二三号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成一五年一月二七日から施行する。

附則（平成一五年一月二七日政令第五二三号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成一五年一月二七日から施行する。

附則（平成一五年一月二七日政令第五二三号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成一五年一月二七日から施行する。

附 則 (令和元年二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和六年三月三〇日政令第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第十四条」を「第十四条の二」に改める部分を除く。)、第四十九条第一項第二号の改正規定、第五十条を削る改正規定及び第五章第五節中第五十一条を第五十条とし、同章第六節中第五十一条の二を第五十一条とする改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。